会 長	局 長	次 長	係 長	係

合議

平成28年1月20日

奄美市農業委員会

第1回定例総会議事録

署名委員 肥後安美

署名委員 泉 智宜

奄美市農業委員会第1回定例総会議事録

- 1. 招集日時 平成28年1月20日(水) 午前9時30分~
- 2. 招集場所 奄美文化センター1階会議室
- 3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	與島 文雄	12	屋島 良幸
2	山下 典仁	13	喜野 和也
3	吉 卓男	14	中村 秀明
4	昇 睦朗	15	松元 修一
5	山田 良光	16	肥後 安美
6	榮 清志	17	泉智宜
7	前田 孝德	18	志岐 清夫
8	行 辰朗	19	赤﨑 重雄
9	前山重一郎	20	榮 清安
10	南 利郎	21	野﨑 清志
11	松崎 文好	22	福原 秀和

- 4. 欠席委員 なし
- 5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 用稲 工巳 笠利分室長 有川 衛 住用分室主幹 原 俊三

- 6. 報告事項
 - ・農地情報公開システム説明会について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地の認定について

議案第5号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第6号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定 について

議案第7号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について 議案第6号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する農業 委員会への通知及び(公財) 鹿児島県地域振興公社による利用 権設定の承認・決定について

協議事項

・奄美市農業委員会の委員募集について

(4) その他

議長

(前山会長)

ただいまの出席委員は22人であります。総会は成立いたしました。 これから、平成28年第1回定例総会を開会いたします。

(欠席委員なし)

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に16番肥後安美委員と17番 泉 智宜委員の 2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第1号から議案第8号までの8件を予 定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.1につきましては、売買による所有権移転でございます。 3ページにありますように受人は野菜3.7アール、タンカン10アールを栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 2 につきましては、売買による所有権移転でございます。 1 1 ページ にありますように受人はサトウキビ・野菜・タンカン 2 1.8 アールを栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.3につきましては、贈与による所有権移転でございます。19ページにありますように受人はサトウキビ・野菜・タンカン21.8アールを栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.4につきましては、贈与による所有権移転でございます。27ページにありますように受人はサトウキビ・野菜・タンカン21.8アールを栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.5につきましては、贈与による所有権移転でございます。 35ページ にありますように受人はサトウキビ48アールを栽培しており、取得地に はサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.6につきましては、贈与による所有権移転でございます。 43ページ にありますように受人はサトウキビ59.9アールを栽培しており、取得 地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

以上6件でございます。

農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件をすべて満たして いると考えられます。

議 長 (前山会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

3番 (吉委員)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請No.1について、調査報告をいたします。

1月16日午後1時に申請の出ている畑において受人・渡人に話しを聞いてきました。

受人は現在理髪店と農業の兼業農家で果樹や野菜を栽培しております。今 回の申請地を購入してサトウキビも栽培してみたいとの事でした。今後は後 継者がいないので健康であるうちは頑張りたいという事で、将来農業が出来 なくなったら貸すか売りたいとの事でした。

渡人については、現在サトウキビを栽培して農業で頑張っておりますが、 親が高齢で渡人が一人で面倒を見ており、生活が大変苦しい状況で財産であ る畑を売ってやりくりをしている状況であります。申請書に書いてある内容 に間違いないとの事でした。

土地については、現在サトウキビが栽培されており、今後も栽培していく との事でした。周辺の農地への影響もなく、地籍調査も終了しておりまして 境界もはっきりしておりますので、問題はないと思います。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙の とおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議の程よろしく お願いいたします。以上です。

8番 (行委員)

No. 2 と No. 3 と No. 4 を一緒に報告いたします。

議案第1号議案番号No.2農地法第3条の規定による許可申請について、事前調査報告を行います。

電話連絡がなかなか取れず何度も自宅を訪問いたしましたが留守で子供さんに電話したところ、受人は笠利の用に泊まり込みでサトウキビの収穫をしているとの事でしたので、子供さんに1月19日午前11時に勤務先の会社で聞き取り調査を行いました。

地番、地目、対価等に間違いない事を確認しましたので報告いたします。 また、議案番号No.3については、受人が以前から耕作しており、渡人が鹿 児島に移り住んだので贈与という話が進んだとの事でした。

議案番号No.4については、受人の家の土地台帳に親から相続されたと記してあるのに、地籍調査の時に受人の物でない事を知り、法務局で調べたとこ

ろ渡人に登記されていましたので、受人の子供さんは鹿児島まで出向き渡人と話し合ったところ、渡人はその場所に農地はなかったのにどうして法務局に登記されているのか分からないという事で、受人に贈与という形で返却するとの話しが進んだようでした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙の とおりでありますので報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたしま す。以上です。

12番 (屋島委員)

議案第1号No.2の農地法第3条の規定による許可申請について、ご報告いたします。

1月15日(金)午前9時過ぎに渡人宅で聞き取り調査をしました。

渡人は高齢であり、農業が出来ず受人に土地を売買するという事でした。 土地の所在・面積・対価等申請書のとおり間違いないという事でしたのでご 報告いたします。以上です。

3番 (吉委員)

土地については、No.2, No.3, No.4 まとめて現地確認を受人と1月16日午後2時に調査をいたしましたので報告いたします。

№.2の申請地については、基盤整備地区内の第1種農地で、現在もキビが 栽培されており、今後も後継者である子供がキビを栽培するとの事でした。

No.3の申請地については、集落の裏側に位置しており隣に宅地がありますが、現在サトウキビが植え付けてあり今後は野菜にしたいとの事でした。

No.4の申請地については、山裾の人一人が歩ける狭い道を上がって行くとある土地で耕作状況調査の判定も3判定で提出しました。今度子供が整地をして利用するとの事です。

土地はそれぞれ周囲の農地への影響もなく問題はないと思います。以上です。

事務局 (有川笠利分室長)

№.3の譲渡人が鹿児島市に在住しておりますので、事務局から1月15日 午前8時25分頃電話で確認を行いました。

農地法第3条の規定による許可申請書の記載内容の譲渡人住所、氏名及び 譲受人の確認並びに移転地番、面積、登記名義人、契約の内容等を確認しま した。結果、贈与での移転で申請内容に間違いなく、よろしくお願いします との事でございました。以上です。

№.4につきましては、譲渡人が鹿児島市に在住しておりますので、事務局から1月15日午前8時30分頃電話で確認いたしました。

農地法第3条の規定による許可申請書の記載内容の譲渡人住所、氏名及び 譲受人の確認並びに移転地番、面積、登記名義人、契約の内容等を確認しま した。結果、受人の息子さんからも連絡があり贈与での移転で申請内容に間 違いなく、よろしくお願いしますとの事でございました。以上です。

4番 (昇委員)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.5所有権移転及びNo.6所有権移転についてまとめて調査報告を行います。

1月16、17、18、19日に譲受人及び譲渡人併せて名瀬地区在住の 親戚の方に直接又は電話を掛けて調査を行いましたので、その結果を報告い たします。

No.5・No.6 共に譲渡人及び譲受人は近い親戚同士であります。今から40~50年程前議案中の譲渡人、譲受人と同じ親戚の家族が当時の名瀬市に引っ越し生活する事になったため、地主不在になってしまう事を懸念した家族が親戚の者の名義に分散登記をして引っ越し今日に至っておりました。ところが近年になって調べてみた結果、2名の親戚名義の農地が字図上に地番と共に公図表示されておらず、また、現地においては4・50年前に細い路地であった道が、乗用車が2台すれ違い出来るような市行政管理の舗装道路が敷設されている実情があります。これら不都合な実情を正すため二つの議案に隣接する地番を含め同一登記名義人とし、合筆を施し、舗装道路を道路として測量し、公図表示をし、農地部分は地積更正を行い、道路により分割された部分は実態に即して分筆登記をする事を目指しております。勿論道路として占有された部分の農地は市に対して提供贈与する事になります。また、隣接地を含む議案の2筆の合計3筆は譲受人が管理、営農していこうという議案です。

申請農地の現状は、No.5・No.6 共に昨年のキビ収穫後の株がありますが、 今回の申請の準備状況のため遊休地状態となっております。

議案No.5及びNo.6共に「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。公図上或いは登記上非常に不都合な状態になっているという事で、今回の議案は提出されておりますので、どうぞ委員の皆さんのご理解をお願いしたいと思います。以上です。

2 1 番 (野﨑委員)

只今昇委員の方から詳しく説明があり同じ意見ではありますが、以下同文と申し上げたいのですが、本人から調査をしておりますので報告いたします。議案第1号№5の譲渡人について報告いたします。

1月15日13時に譲渡人の牛小屋で面談調査いたしました。譲渡人は元々同じ集落で宇宿の方です。譲渡人と譲受人は親戚関係だそうです。この許可申請の農地は元々譲受人の土地だったそうです。登記が譲渡人の方になっておりますので贈与で登記移転をするという事でした。ご審議の程よろしくお願いします。以上です。

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

16番 (肥後委員)

今調査委員の方から№.5の方は元々受人の物だから構わないというお話しだったと思うのですが、№.6の方はややこしい登記になっているからという事でありますが、渡人は了解しているのでしょうか。

4番 (昇委員)

4・50年前は姉妹の間柄であった関係上全て了解をしております。よろ しくお願いいたします。

議 長 (前山会長)

外に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局 (川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.1につきましては、農家住宅を建設するための申請でございます。 申請地は小宿小学校校庭の隣の山裾で、農振農用地区域外の小集団で生産性 の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上1件でございます。

議 長 (前山会長)

それでは本案に対する担当調査委員による、調査意見の報告を求めます。

13番 (喜野委員)

議案第2号No.1農地法第4条の規定による許可申請について報告をいたします。

本案件の申請人は現在体調不良のため自宅で静養中です。本案件に関しては甥御さんへ代理人として全権委任しております。委任状が書類の中に添付されております。1月16日午後4時40分に代理人と申請地において面談いたしました。小宿町内の現自宅は老朽化が著しく、以前から新築を計画しておりましたが現居住地が小宿都市整備計画区域内にあり今後の予定が流動的なため、自己所有の農地に新築を計画しております。今後申請地は耕作の予定はなく、また、隣接地は住宅もあり特に問題はないものと判断されます。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。

議案第2号No.1農地法第4条の規定による許可申請について報告をいたします。申請地確認です。

1月16日午後4時40分に申請地において代理人立ち会いで確認いたしました。現在堆肥置き場として使用しており特に問題はないものと思われます。以上です。

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番 (松元委員)

個人の農地は500平方メートルまでで農家の場合は平方メートルが大き いのですが、大丈夫ですか。

議 長 (前山会長)

農家住宅という申請であれば面積が大きくても問題はありません。 5 0 0 平方メートル以下というものはありません。

1 5 番 │ (松元委員)

それを超えても大丈夫という事ですか。

議 長 (前山会長)

はい、大丈夫です。

外に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議に諮問することに決定いたしました。

日程第5

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたし

ます。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

№.1 につきましては、売買による所有権の移転で、農家住宅を建設するための申請でございます。

申請地は小宿小学校校庭の隣の山裾で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No. 2 につきましては、売買による所有権の移転で、車庫兼倉庫を建築する ための所有権移転であります。

申請地はあやまる岬から須野に下りていく途中を右に上がった道路沿いで、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.3につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は和光町の「みやこ鮨」の隣で、都市計画区域内で周囲を住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施工に係わる区域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.4につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は笠利の三鳥屋の県道佐仁赤木名線沿いで、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上4件でございます。

議 長 | (前山会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

13番 (喜野委員)

議案第3号No.1農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

議案第2号の第4条申請にありますように申請者体調不良のため代理人と 面談を行いました。

1月16日午後4時40分に申請地において代理人と面談しました。今回

の購入予定地は以前小宿小学校グラウンド新設のため、当時の名瀬市に売却 した畑の一部です。新築予定地に三角地が出るためその分を奄美市より購入 予定です。なお、対価については奄美市が近隣相場を勘案し提示した価格で す。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。

議案第3号No.1農地法第5条の規定による許可申請について申請地の報告をいたします。

1月16日午後4時40分に申請地において代理人と面談いたしました。 現況ですが申請地は現在グラウンドには入っておらず山裾の三角地で30セントメートル程の雑草が生えている状態です。農地としての利用価値は山裾のため低いので特に問題はないものと思われます。以上です。

8番 (行委員)

議案第3号議案番号No.1農地法第5条の規定による許可申請について、渡人について事前調査報告をいたします。

1月18日午後4時に奄美市役所財政課の担当者に聞き取り調査を行いました。申請書に間違いのない事を確認しましたので報告いたします。以上です。

2 1 番 (野﨑委員)

議案第3号No.2の調査報告をいたします。

1月15日11時30分譲受人の自宅において調査をいたしました。譲受人は大島紬製造業者です。始末書にも書いてありますが須野地区道路拡張整備事業で紬工場の移転を余儀なくされ、急遽工場の機織り機材等の格納庫のない状況でしたので、工場・倉庫を造っております。私も何度も相談を受け、早く農地法第5条の許可申請をするようにと指導しましたが、少し時間が掛かっております。申請地は旧笠利町営住宅の隣で、周りは住宅地になっております。また、譲受人は道路拡張事業に支障が出ないようにとの配慮もあったようです。

同じく1月15日11時40分譲渡人宅を伺いまして調査いたしました。 甥御である譲受人に譲渡したのは間違いないという事でした。ご審議の程よ ろしくお願いします。以上です。

事務局 (用稲次長)

№.3について1月18日18時15分神戸市在住の譲受人に電話で申請内容の確認を行いました。

申請人から土地の所在、面積、転用目的で一般住宅を建設するという事で の申請に間違いないという事で、よろしくお願いしますとの事でした。以上 です。

8番 (行委員)

議案第3号議案番号No.3農地法第5条の規定による許可申請の渡人について事前調査報告をいたします。

1月18日午後2時に渡人の自宅で本人に聞き取り調査を行いました。昭和63年に売買契約は済ませたとの事でした。

その足で土地を視察いたしました。二方が市道で周りは住宅が建っていま した。都市計画区域なので何ら問題はないと思われます。ご審議の程よろし くお願いいたします。以上です。

事務局 (有川笠利分室長)

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請No.4について報告いたします。

譲受人が大島郡瀬戸内町久慈に在住しておりますので、事務局から1月14日午後5時頃電話にて確認いたしました。申請人本人は学校の先生をされておりまだお帰りにならないという事で奥様が電話に出られました。奄美市の農業委員会から赤木名の土地の移動の事でと話しましたら、私ではいけないでしょうかとの事でしたので奥様から確認をいたしました。農地法第5条第1項の規定による許可申請に基づき、譲受人確認、譲渡人確認、職業、建築時期、資金計画、対価等につき確認しました。譲受人は学校で教員勤務をされており今年で定年を迎えるに当たり、以前赤木名にも勤務されており奥様の郷里赤木名で住みたいとしてこの土地を取得する事になりました。建築時期については、農業委員会の許可が下り次第に行います。資金計画、対価等については申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願いしますとの事でした。この土地につきましては、転用面積が913平方メートルの内490平方メートルです。以上です。

5番 (山田委員)

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請No.4の譲渡人・土地について1月15日9時に譲渡人宅を訪問して調査しましたので報告いたします。 89ページを見て頂ければ分かりますが、申請地は三鳥屋で本人宅が直ぐ隣にあり「むさし屋」がありますがその直ぐ上が6ヶ月前に5条申請が出まし

て現在は家が建っています。そこから赤木名集落に向かって150メートル位の所にある土地です。863番1の913平方メートルと862番1の内1093.7平方メートルを譲渡人は15年前に買って家を新築して、元々はトラックやユンボを使って農業と土建業をしていましたが、体を壊し農業が出来なくなり売る事にしたそうです。申請地は以前バナナやパッションフルーツ、ドラゴンフルーツ等を植えてありましたが、現在は綺麗に整地がされていました。868番1は宅地で本人宅です。宅地の上の方はミカンを一寸植えてあるようです。863番1は分筆する予定で杭が打ってありました。また、譲受人は6年前は赤木名小学校の校長で、譲渡人の話では許可が下りましたら退職時までには新築したいという事で、申請書に間違いはありませんのでよろしく審査方お願いしますという事でした。以上です。

議 長 (前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。

3番 (吉委員)

一寸お聞きしますが、先程の4条でも出ていたおり農家住宅という形で出ていますが、農業をやっていたというものを出さなくて農家住宅だと言えば済むのですか。先程会長は農家住宅であれば500平方メートル以上でも大丈夫と言いましたが、農家住宅だと申請すれば面積が広く取れるという事ですよね。

議 長 (前山会長)

それは取れますが、ただ一般の人が農家住宅というのが当てはまるかとい うのが問題になります。

3番 (吉委員)

農家という証明は何もなくて良いのでしょうか。

事務局 (用稲次長)

農家住宅は1,000平方メートルまでと一応なっております。

3番 (吉委員)

ですので、その農家という基準を何で確認したのですか。

事務局 (用稲次長)

土地の確認になります。

3番 (吉委員)

本人が農家住宅だと申請すれば、もうそれでどういうのを作ってどういう 農業をしているという確認するものが出て来なくても良いのですか。

13番 (喜野委員)

一寸補足説明をさせて頂きます。この譲受人が丁度小宿在住で、私の利用 状況調査の担当区域の中におりますで、私の方で畑は確認しておりますが、 約5・6 反歩程の耕作をされている方です。先程も言いましたように一寸今 体調を崩して静養中ではありますが、畑の近くにごくごく簡単な倉庫みたい なものがあるにはあるのですが、多分この農家住宅で申請している所にも少 しそういったものを設けるのではないかとは思います。

15番 (松元委員)

吉委員が言ったように基準はあるのか、要は農家であれば10アールはあるのですよね。

3番 (吉委員)

何か付けないと農家住宅で申請して何も農家という証明もないのに農業委 員会として良いのかという事なのです。

議 長 (前山会長)

上に許可を受ける場合の書類としてそれが必要でしたか。

事務局 (用稲次長)

それは必要はないです。

議 長 (前山会長)

農地を10アール持っている農家となりますので。

3番 (吉委員)

ですので何かを添付させた方が、農家という証明をさせた方が良いのではないかという気はしますけれども。

議 長 (前山会長)

その点を事務局の方で確認をして下さい。県の農業会議でも諮問で私も出るのですが、農家住宅と言う事で沢山出てきますが、資料は添付されていないですよね。県の農業会議の諮問会議ではそのような細かい資料は全くないのですが、申請の時点でとらすいきち必要になるのか確認して下さい。

事務局 (用稲次長)

はい、確認してみます。

3番 (吉委員)

本人体調を壊してと言われて農家住宅というのは一寸おかしいのではという感じがしたものですから。

4番 (昇委員)

今の話し非常に農業委員にとっては判断の基準になる話しですので大事な事なのですが、これまでの農業委員会制度の元では農業委員の選挙権が与えられる状況の方々は農家と判断してもよろしいのではないでしょうか。それでも農家には大規模農家と零細な農家も色々ランクはありますが、農家としての基準を言えと言えば公的には農業委員の選挙権が与えられる人は農家と見なして良いのではないでしょうか。

議 長 (前山会長)

そういった事ですよ。そういった方は農家として申請が認められるという 事になります。

4番 │ (昇委員)

これからは選挙はなくなりますので非常に迷うところだと思います。

議 長 (前山会長)

農地を10アール以上所有していれば農家として認められるという事になると思います。確かに農業もしていないのに農家住宅を建てるというのは、大変な事になりますからね。一応諮問する時にどのような書類が必要なのか確認して下さい。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議に諮問することに決しました。

日程第10

議案第8号農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する農業委員会への通知及び(公財)鹿児島県地域振興公社による利用権設定の承認・決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (川内局長)

(議案の朗読及び説明)

議 長 (前山会長)

奄美市において中間管理事業に乗せるのは最初の案件だと思いますが、農 林振興課の担当が来ておりますので説明をして頂きたいと思います。よろし くお願いします。

農林振 (勇主査)

興課

お時間を作って頂き誠にありがとうございます。農林振興課の勇です。今会長から説明がありましたように農地中間管理事業の活用による農地利用配分計画です。こちらの農地利用集積計画ですので中間管理事業の法律に基づき農業委員の皆様に周知をすると共に、農地利用集積計画は農業委員会で承認・決定を頂いて公告をして効力を持つものですので、それを得てから中間管理機構つまり利用権を受ける公益財団法人鹿児島県地域振興公社の方で中

間管理権を取得して利用権を持つという形の予定となります。具体的には利用権を設定する者が2名と設定を受ける者が先程申し上げた地域振興公社になりまして、全体で10筆合計18,072平方メートルとなります。一応今年度は最後の設定期になるという事で、27年度最初で最後の集積計画かと思っておりますが、審議・決定の程よろしくお願いいたします。

議 長 (前山会長)

これから本案対する質疑に入ります。

今回初めて出てきた案件ですので色々ご質問もあろうかと思います。

4番 (昇委員)

初めての議案ですので勉強の意味でお尋ねしますが、118ページの利用権を受けた者に理事長の名前が書いてありますがこれはどういう事ですか。

議 長 (前山会長)

これは農家から地域振興公社に中間管理事業を介して地域振興公社の方で借り手を探してこれを貸すと言うものです。

4番 (昇委員)

これは地域振興公社の代表者の名前ですか。

議 長 (前山会長)

はい、そうです。

3番 │ (吉委員)

私も勉強不足で分からないものですからお聞きしますが、これは地域振興 公社が借りてそれを貸すという事ですよね。これは告示か何かするのです か。公社がそのまま農家を探すという形ですか。

農林振 (勇主査)

興課

この後の処理ですが告示につきましては、奄美市の方では利用集積計画という事で公告をいたします。この利用権を設定した2名から公社が利用権の設定を受けて中間管理権を取得をえたという形に持っていきまして、事務的には設定した者から公社を仲介して公社から設定を受ける者の段取りといいますかマッチングが済んでおりまして、南さんについては竹田さんが全筆公

社を通じて借り入れる形で設定がなされていまして、山崎さんにつきまして は筆毎で利用者が変わると、今までが山崎さんの3筆については相対でいわ ゆるヤミでされていたという事で、利用者をそのまま設定しつつ間に公社を 入れる形を取って設定をしていく形になっていくものと思われます。まだ決 定ではありませんので一寸濁しておかないといけませんが、そういう形で段 取りが取れております。

3番 (吉委員)

この南さんはもう決まっているという事ですね。

農林振 (勇主査)

興課 南さんの方はそうですね。

3番 (吉委員)

これは本人が決めて公社に貸すのですか。

農林振 (勇主査)

興課

はい、流れとしましてはそれぞれ貸人も借受希望人もまず希望調書の方を公社に申請書という形で出して頂きます。それでうまく合った者について役所や公社が間に入って突き合わせをして調整を図って最終的には利用権設定所有者→公社の表を付けていますが、これが公社から借人の表も現在作成中で実はもう印鑑等ももらって公社に提出出来ている部分もありますが、そういう形で内々での設定と言いますか突き合わせは済んでおります。また、その事務処理に引き上げられるようなマッチングが終了したものでないと、利用集積計画に上げないで下さいという機構からの依頼もありましたので、具体的に話しが整っているものだけを上げています。

16番 (肥後委員)

これからちょいちょい出て来ると思うのでお聞きしますが、内々に貸手と借人、これは公社が借りるのでしょうが、公社から借りる相手と公社に提供する地主との関係ですが、この間に内々に貸し借りの内諾と言いましょうか、そういうものがあってその畑を預ける人にはそれなりの奨励金とか支援金等があるのですか。

農林振 (勇主査)

興課

そうですね、この中間管理機構を活用した中間管理事業の場合には奨励金 の要素を持った交付金というのが数種類ございます。ひとつが地域集積協力 金というもので、これは地域を決めて例えば具体的に分かり易く言いますと 笠利町宇宿校区とか宇宿集落とか任意の認定地域を決めまして、その中で宇 宿校区の宇宿地域という奨励金の対象地域を定めた地域の農地が50町歩と すれば、その内目標をクリアした段階でそのクリアのレベルによって奨励 金・交付金が変わってくるという形でございます。それと貸人個々に農地の 流動化を進めるために用意されている交付金が2種類ございまして、耕作者 集積へ協力する交付金という形で例えば経営転換協力金というものがありま す。これは例えばサトウキビをやっていた人がもうリタイアすると、そのま ま新しい借人に畑の耕作を譲るとか完全にリタイアするので全面積を譲ると いう場合にある交付金、それから連担性・連続性がある農地をまとめて貸し 出しをしてくれたという場合、よく以前の農地保有合理化事業でも言われて いたようですが、同じ所に若い担い手に集積していく事が大事だという事が **言われていたようでしたので、連続性を持った場所、一応決まりでは2筆以** 上となっていますが、2筆以上の連続性例えば3筆連続して農地があるとい う場合それを全て新しい担い手の方に動かして頂けるというような協力があ った場合には、その貸出人の方に単価が1反歩2万円だったと思いますが、 そういう計算で出せるという交付金の制度がございます。

16番 (肥後委員)

一寸なかなか理解し難いのですが、はっきり言ってこの南さんの場合はあるのですか無いのですか。

農林振

(勇主査)

興課

南さんの場合は耕作者集積奨励金に該当する部分が、先程説明しましたように2筆以上の連反性を持った農地が節田の方に7筆の内3ブロック2筆以上くっついていましたのでそれを連担性があると、今から県の方に交付金の申請をいたしますけれども、認められれば該当してくると思います。山崎さんについては該当しませんという事で扱っておりますので交付金等はありません。

3番 (吉委員)

説明では一寸分かり辛かったのですが10年ですよね、失礼なのですが南 さんはもう年で10年すると80歳近くになりますが、年齢の制限というも のは無いのか、若し年齢的に途中で10年持たずやれなくなった場合はどうなりますか。

農林振

(勇主査)

興課

そうした場合には、今からの処理としては公社から借人に貸し出しの処理 があると思いますが、借人がもう耕作出来ないとなって6年目位で手を上げ るとなった場合には、借人から公社に農地の使用権を返すと、1年間と聞い てはいますが中間管理機構が責任を持って次の借人を探すとなっています。

3番 (吉委員)

賃料は公社が払ってくれるという事ですね。

農林振

(勇主査)

興課

はい、そうです。

3番 (吉委員)

その後借りる人は残りの期間となるのですか、それから又10年となるのですか。

農林振

(勇主査)

興課

それはその時の設定次第です。ただし1年以上経過すると公社の方も一旦本人に返す処理を始めますという事になりますので、また再設定がある場合には最初からやり直してという形になると思います。またそうなり次の10年となると南さんも多分無理でしょうから、こういった中間管理事業活用という事は無いのかなとは思っています。

3番 | (吉委員)

もうひとつ、貸した方が10年の内に亡くなった場合はどうなりますか。

農林振

(勇主査)

興課

貸人の方が亡くなった場合には相続とかうまくスライドが出来れば、つまり公社と次の相続人とか権利を持った方とかの話がうまくいけばスライドが出来ますが、出来なければ一旦これはまた返却という事になります。その際また皆様へお諮りする事になるのかなと思っております。一寸そのあたりがまだ私も不勉強で分かりません。

議 長 (前山会長)

この支援金或いは奨励金はケースバイケースが出てきてその場その場で違ってくると思いますので、中間管理機構に貸したいという土地があれば是非出して、それが対応出来るか出来ないかはあると思います。これも農振地域内の農地になっていますのであちらこちらの畑を貸したいといっても勝手に受けはしないと思います。

3番 (吉委員)

貸人の年齢制限はしていないのですね。

農林振 (勇主査)

興課はい、年齢制限は特に貸人・借人とも聞いておりません。

4番 (昇委員)

先程お尋ねした方と重複するかも知れませんが、もう一度具体的に確認しますが、118ページに掲げられているものはもう耕作人が決まっているのですか。

農林振 (勇主査)

興課 配分計画という事でこの方が出して公社が間に入って出し先はこの方とい うのはもう既に決まっております。決まったものだけ集積計画としてくれと の公社からの依頼がありました。そういう形で上げております。

4番 (昇委員)

では申請者が耕作人を決めて申請しても構わない訳ですね。中間管理機構が耕作人を探すのではなくて申請者が耕作人を探して書類申請しても構わない訳ですね。

農林振 (勇主査)

興課 そうですね、はい。

議 長 (前山会長)

表向きは地域公社へ上げて地域公社が借手を探して貸すというものだった のですが、実際は借手の決まっているものを上げるとすんなりいくという事 です。若し中間管理機構に上げても3ヶ月或いは1年借手がいなければその 農地はまた返しますという事になっていますので、借手はどうしてもこちらの方で探さないと、地域公社はいくらネットでやっても借りる事は出来ないと思います。

農林振

(勇主査)

興課

実は貸出人も両人以外にも貸出申請を出された方が沢山いらっしゃり、借受希望人も今この配分計画に載っているのは合計4名しかセッティングされておりませんが、実は10名以上の貸出人の希望申請は出ており、公社の方にはその書類は送ってありまして、公社のホームページの方にもこういう借受希望の方がいますよという事で情報は載ってはおりますが、いかんせん先程申しましたようなマッチングが済んだものしか計画に上げてくれるなという内容でしたので本来の趣旨とは違うとは思いますけれども。

4番 (昇委員)

お尋ねしますが、今回議案中に掲げられている土地は、中間管理事業の中でも奨励金制度が色んな形の奨励金であると思うのです。この人達の所有農地については離農交付金というのですか。

農林振

(勇主査)

興課

今回このお二方で対象になるのは南さんが所有の6筆がこの交付金の対処に なります。

4番

(昇委員)

離農交付金ですか。

農林振

(勇主査)

興課

離農交付金ではなく耕作者集積協力金という名称になっております。1反歩2万円の単価だったと思います。連担性を持った、くっついて面々と繋がっている所について貸出をされる事に対しての奨励金的な交付金になっております。

21番

(野﨑委員)

この畑の種類は基盤整備地区なんですか。

農林振

(勇主査)

興課

はい、この節田の土地については基盤整備地区になっております。

議長

(前山会長)

はい、よろしいですか。初めての案件ですので皆さんも色々お聞きしたい事があろうかとは思いますが、これから次々出て来るかと思いますので是非担当者とも相談をしながら進めて頂きたいと思います。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第8号農地中間管理事業における農地利用配分計画に関する農業委員会への通知及び(公財) 鹿児島県地域振興公社による利用権設定の承認・決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号農地中間管理事業における農地利用配分計画に関する農業委員会への通知及び(公財)鹿児島県地域振興公社による利用権設定の承認・決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

議事を再開いたします。

日程第6

議案第4号非農地の認定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び説明)

No.1につきましては、始末書にもありますように平成10年頃から宅地として使用しており、農地として利用できないための申請であります。現地については担当調査委員による調査意見があると思いますのでよろしくお願い

いたします。

以上1件でございます。

議 長 (前山会長)

本案対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

15番 (松元委員)

非農地申請No.1について調査報告をいたします。

1月16日午後6時に申請人が耳が遠いので娘婿より現場で説明を受けました。申請地は私の家より1キロメートル程瀬戸内方向に行った所です。98ページの字図で説明いたします。甲247番1は申請人の宅地で甲247番7と甲251番7は資格証明が出て競売物件だった土地です。その隣が申請地でその隣の251番11が娘婿の宅地です。申請地は私の記憶では18年程前に息子夫婦の宅地の一部として活用されて、現在は門の一部や庭や花木や251番11の境界の近くには軽量パイプを使った倉庫が建てられています。始末書も出されておりますが今まで宅地として利用しており非常に申し訳ないという事です。どうかよろしくお願いしますという事でした。以上です。

議 長 (前山会長)

これから本案対する質疑に入ります。住用地区内における非農地の案件です。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第4号非農地の認定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第5号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、 を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていることを報告いたします。

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第5号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、 これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます

よって、議案第5号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第6号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定 について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第6号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第7号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を 議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていることを報告いたします。

会 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第7号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、 これを認めることにご異議ございませんか (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移します。

・奄美市農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします お疲れ様でした。

平成28年1月20日

奄美市農業委員会 会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作 成 者 川内 進